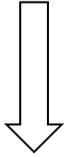


地域生活支援拠点等事業所登録に係る流れ

事業所登録に係る事前協議

担当：障害者福祉課計画調整係



LoGoフォームによる申請→申請後本登録について担当より案内します。

※事前協議はLoGoフォーム申請及び対面相談を想定しているため、後日対面相談を案内することがあります。

※拠点コーディネーター配置事業所は、LoGoフォーム申請後に対面相談が必須です。

運営規程変更に係る変更届出書提出

○各資料提出先

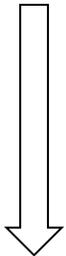
計画相談支援・障害児通所事業所：障害者福祉課事業者支援係

他障害福祉サービス：東京都福祉保健財団



事業所登録（拠点コーディネーター配置事業所含む）

担当：障害者福祉課計画調整係



※変更済の運営規程提出 必要

各月20日までに申請→翌月1日付けで登録決定通知書送付

各月21日以降に申請→翌々月1日付けで登録決定通知書送付

※申請内容に不備があった場合は、1～20日以内で申請いただいた場合でも翌々月の決定になることがあります。

加算届出書 提出

○各資料提出先

計画相談支援：障害者福祉課事業者支援係

他障害福祉サービス：東京都福祉保健財団

【計画相談支援】

各月10日までに申請→翌月から算定可能

各月11日以降に申請→翌々月から算定可能

※申請内容に不備があった場合は、1～10日以内で申請いただいた場合でも翌々月の決定になることがあります。

※加算の算定可能開始月について他障害サービスは、提出先の東京都福祉保健財団へご相談ください。